



犬・猫を飼っている皆さんへ

環境衛生課 ☎ 73-3007

狂犬病の予防接種は必ず受けましょう

登録している犬の飼い主へ、案内はがきを送付します。記載された日程・実施会場へ、はがきを持参し、注射を受けてください。犬の登録と狂犬病予防注射は、飼い主に義務付けられています。

料金 注射手数料 2,450円
注射済票交付手数料 550円

※案内の日程で都合が悪い場合は、最寄りの動物病院へはがきを持参し、注射を受けてください。※飼い主の変更や飼い犬が死亡した場合などは、環境衛生課へご連絡ください。

飼い犬・飼い猫の不妊・去勢手術費の一部を補助します

交付要件 ・市内に住民登録があり、市内で犬または猫を飼っている
・県内の動物病院で不妊・去勢手術を受けている など

補助金額 犬または猫1匹につき、3,000円
※当該年度において、1世帯につき犬または猫のいずれか1匹までです。

申請書などの様式は、環境衛生課または各支所にあります。 ▲詳細はこちらから



野良猫の不妊去勢手術費の一部を補助します

クラウドファンディングの寄付金を使用して、野良猫の「TNR」活動（捕まえて、不妊去勢手術をし、元の場所に戻す）の費用を補助します。

対象 《個人枠》市内に住民登録がある人 など
《登録団体枠》譲渡ボランティア制度に登録がある人が代表者の団体 など

補助金額 不妊去勢手術費：1頭あたり上限《メス》16,500円《オス》11,000円
※個人枠は、1世帯につき5頭までです。
※登録団体枠は、頭数制限なく、治療費と消耗品費も補助します。

申請方法 猫の捕獲・手術前に市職員が現地確認を行い、支援が必要と判断した場合に限り申請可能です。事前に環境衛生課へご連絡ください。



▲詳細はこちらから

広報クイズに答えて「緑ヶ丘総合運動公園トレーニングジム無料回数券」をもらおう！

正解者の中から、抽選で5人に、4月からリニューアルした「緑ヶ丘総合運動公園トレーニングジムの無料回数券」をプレゼントします。

クイズ 三豊市が進める市政の3本柱は、「健康」「市独自の脱炭素社会」あと1つは何？

「○○」
漢字2文字を入れてください。
(ヒント：2ページをご覧ください)

応募方法 ①住所②氏名③年齢④電話番号⑤クイズの答え⑥今月号の感想(良かった点、気になった点など)を記入し、応募フォームまたは郵便はがきでご応募ください。

送付先 〒767-8585
三豊市高瀬町下勝間2373番地1
三豊市役所 秘書課 広報担当宛

4月20日(月)必着 ▲応募はこちらから

※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。
※収集した個人情報は、当該業務に限って使用します。

緑ヶ丘総合運動公園トレーニングジム

4月からサポート体制を強化し、リニューアルします。

★専門スタッフによるサポートタイムを導入。初めての人も安心。

★個人トレーニング指導を開始！

★モニターを見ながらストレッチできるセルフケアスペースを設置。

目的に合わせて選べるスタジオレッスンスター！

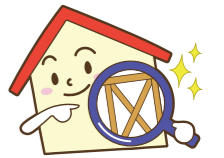


▶詳しくはこちらから

市文化・スポーツ振興事業団 (ミクスポ) 72-1500



先着順 住宅の耐震対策を支援します！



建築住宅課 ☎ 73-3044

民間住宅耐震対策支援事業費補助金をご活用ください

南海トラフ大地震に備えて、耐震性の向上を図り倒壊などの被害を減少させるため、耐震診断や耐震改修工事などの実施に一定の助成を行います。

申請者の要件 住宅所有者または所有者から承諾を得た人で、市税を滞納していない人

住宅の要件

- ・昭和56年5月31日以前に建てられた一戸建て住宅または長屋建て住宅 ※併用住宅も含む（居住の用に供する部分の床面積が、延べ床面積の1/2以上のもの）
- ・耐震対策を行った後も、居住の場として利用されるもの
- ・建築基準法の規定に基づく重大な違反がないもの
- ・耐震改修工事などにあつては、耐震診断により倒壊する可能性が高いまたは倒壊する可能性があると考えられたもの
- ・過去に同一区分の補助を受けていないもの



▲詳細はこちらから

補助メニューと補助金額

耐震診断 ※1	耐震改修工事 ※2	簡易耐震改修工事 ※2 (木造に限る)	耐震シェルターなど設置工事
診断に要する費用から 2,000円を減じた額 (上限11万3,000円)	改修工事に要する費用の 全額 (上限115万円)	簡易改修工事に要する費用の 全額 (上限57万5,000円)	設置工事に要する費用の 全額 (上限23万円)

※1 耐震診断は、所定の講習を受けた建築士または構造設計一級建築士（耐震診断技術者）が行うものに限ります。
※2 耐震改修工事（簡易耐震改修工事含む）は、県内に主たる営業所を有する事業者が施工するものに限ります。

注意事項

- ・補助金交付決定日前に着手したものや令和9年1月末日までに完了しない事業は、対象外です。
- ・リフォームなどを併せて行う場合は、耐震改修などに要する費用のみが対象です。

申請期限 **12月15日(火)**まで ※先着順



老朽化した危険な空き家の解体・除却工事費用の一部を補助します

補助の対象

住宅 老朽化し、放置すれば倒壊などにより周辺の住環境に影響を及ぼす恐れのある空き家

申請者 補助対象住宅の所有者またはその相続人など

工事 ・市内事業者が解体する工事
・令和9年1月末日までに事業が完了する工事

※他にも要件がありますので、事前に建築住宅課へお問い合わせください。

補助金額 補助対象事業費または国の定める額のいずれか少ない方の金額の80% (上限160万円)

申請期間 4月6日(月)～6月5日(金)

申請先 建築住宅課
※郵送の場合、締切日必着

注意事項

- ・補助金交付決定日前に開始(契約)している工事は対象外です。
- ・現地調査の結果などにより、対象とならない場合があります。
- ・老朽危険度の高いものから優先して補助予定者とします。



▲詳細はこちらから